

目次

はじめに	4
受験ガイド	9
第1章 貨物自動車運送事業法	11
第2章 道路運送車両法	71
第3章 道路交通法	99
第4章 労働基準法	139
第5章 実務上の知識及び能力	189
模擬試験 運行管理者試験問題（貨物）第1回	241
模擬試験 第1回 解答&解説	264
模擬試験 運行管理者試験問題（貨物）第2回	277
模擬試験 第2回 解答&解説	298

はじめに

①本書は、(公財) 運行管理者試験センターが行う運行管理者試験(貨物)の過去出題問題をジャンル別に区分し、それぞれにポイント解説を加えた練習問題集です。

②過去4回分の受験者数及び合格率は次のとおりです。

実施時期	令和7年度第2回	令和7年度第1回	令和6年度第2回	令和6年度第1回
受験者数	21,577人	25,318人	20,755人	24,993人
合格率	38.9%	37.2%	34.1%	32.9%

③各章の順序は、試験問題と同じく、次のとおりとしました。

第1章 貨物自動車運送事業法 第2章 道路運送車両法 第3章 道路交通法
第4章 労働基準法 第5章 実務上の知識及び能力


④掲載問題は、弊社で過去10回分以上の出題問題を分析した上で、出題頻度が高い重要問題を収録しています。


⑤また、収録している問題は、現行の法令(令和8年4月現在)等に対応するよう編集しているので、そのまま学習することができます。

⑥各問題には★印の三段階で重要度を示しています。★印が多いほど重要度の高い(=出題頻度が高い)問題であり、これを集中的に解き、理解することで、確実な得点につながります。

⑦各問題には を用意してあります。正解した問題にチェックを入れ、学習の習熟度を測る目安として活用してください。

⑧重要な部分や、文字だけでは理解しづらい部分は、イラストや表でまとめています。

⑨  では、問題の理解を深めるために必要な法令用語等を解説しています。

⑩  では、よく出題されるポイントを収録しました。試験前など、短時間で要点を確認するときにご利用ください。

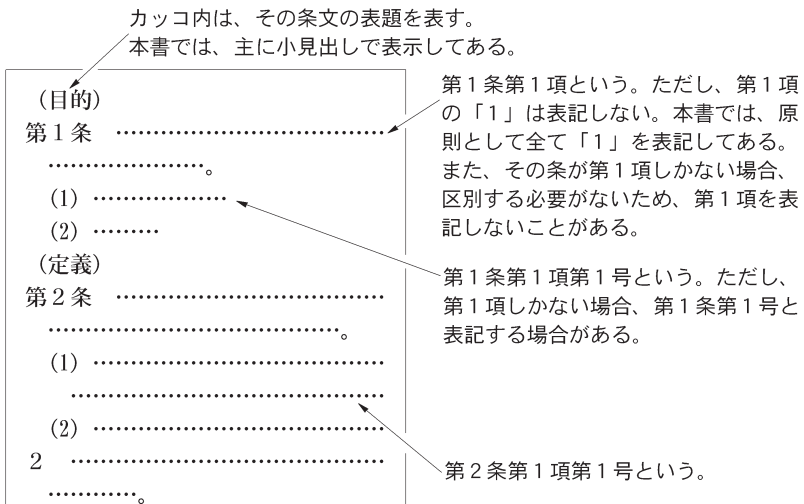
⑪解説では、問題を解く上で参照すべき法令等を掲載しています。より詳しく学習するときなどに活用してください。

⑫法令の仕組みについて簡単に説明します。一つの法は、それに続く政令、省令、告示などを含めて成り立っています。政令、省令、告示などにより、法のより細かい部分が定められています。本書で関係する主な法をまとめると、次のとおりとなります。

法律	政令、省令、告示
貨物自動車運送事業法 (運送事業法)	◎貨物自動車運送事業法施行規則 (省令)
	◎貨物自動車運送事業輸送安全規則 (省令)
	◎自動車事故報告規則 (省令)
	◎貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針 (告示)
道路運送車両法 (車両法)	◎道路運送車両法施行規則 (省令)
	◎自動車点検基準 (省令)
	◎道路運送車両の保安基準 (省令)
	◎道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 (告示)
道路交通法 (道交法)	◎道路交通法施行令 (政令)
労働基準法 (労基法)	◎自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (告示)
労働安全衛生法 (安衛法)	◎労働安全衛生規則 (省令)

※政令は、内閣が制定する命令、省令は各省大臣が主任の事務につき発する命令をいいます。また、告示は各省庁などが広く一般に向けて行う通知をいいます。

⑬法令の原文は、次のように表されています。



受験ガイド

1. 運行管理者とは

運行管理者は、事業用自動車の安全運行を管理するために、運送事業者の選任を受けた者をいいます。業務は、道路運送法及び貨物自動車運送事業法に基づき、事業用自動車の運転者の乗務割の作成、休憩・睡眠施設の保守管理、運転者の指導監督、点呼による運転者の疲労・健康状態等の把握や安全運行の指示等、事業用自動車の運行の安全を確保するため必要なことを行います。

2. 運行管理者試験について

運行管理者試験は、国土交通大臣が指定した指定試験機関の（公財）運行管理者試験センターにより実施されています。受験資格や試験の期日・場所、受験申請手続などについてはあらかじめ公示されます。詳細は下記試験センターのホームページでご確認下さい。

公益財団法人

運行管理者試験センター

[HP] <https://www.unkan.or.jp/>



●試験形式

CBT 試験形式で行われます。

※ Computer Based Testing の略で、パソコンを使用して行う試験。

●試験実施時期

1 年度に 2 回、8 月頃（第 1 回）と 3 月頃（第 2 回）にそれぞれ 1 ヶ月程度実施されます。

●試験出題分野

配点は1問1点で30点満点です。

出題分野	出題数	試験時間
①貨物自動車運送事業法関係	8問	90分
②道路運送車両法関係	4問	
③道路交通法関係	5問	
④労働基準法関係	6問	
⑤その他運行管理者の業務に関し、必要な実務上の知識及び能力	7問	
合 計	30問	

※法令等の改正があった場合は、法令等の改正施行後6カ月は改正部分を問う問題は出題されません。

●合格基準

合格基準は、次の(1)及び(2)の得点が必要です。

合格基準
(1) 原則として、総得点が満点の60% (30問中18問) 以上であること。
(2) 上記の①～④の出題分野ごとに正解が1問以上であり、⑤については正解が2問以上であること。

貨物自動車運送事業法

- 1-1. 目的と定義
- 1-2. 運送事業の許可・事業計画・運送約款
- 1-3. 輸送の安全
- 1-4. 一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表
- 1-5. 過労運転の防止
- 1-6. 貨物の積載と車庫の位置
- 1-7. 点呼
- 1-8. 運行等の記録
- 1-9. 従業員に対する指導及び監督等
- 1-10. 乗務員・運転者
- 1-11. 運行管理者
- 1-12. 事故の報告（定義・報告・速報）

1-1 目的と定義

問1

☆☆☆



貨物自動車運送事業法の目的についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選びなさい。

この法律は、貨物自動車運送事業の運営を（A）なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による（B）を促進することにより、（C）を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって（D）の増進に資することを目的とする。

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| A | ① 適正かつ合理的 | ② 健全かつ効率的 |
| B | ① 秩序の確立 | ② 自主的な活動 |
| C | ① 安定的な利益 | ② 輸送の安全 |
| D | ① 公共の福祉 | ② 公正な競争 |

ポイント解説

運送事業法第1条第1項を参照。

この法律は、貨物自動車運送事業の運営を（**適正かつ合理的**）なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による（**自主的な活動**）を促進することにより、（**輸送の安全**）を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって（**公共の福祉**）の増進に資することを目的とする。

▶ 答え A-①, B-②, C-②, D-①

第 2 章

道路運送車両法

2-1. 法律の目的と定義

2-2. 登録制度

2-3. 自動車の検査

2-4. 点検整備

2-5. 保安基準

2-1

法律の目的と定義

問1

☆☆☆



道路運送車両法の目的についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選びなさい。

この法律は、道路運送車両に関し、(A)についての公証等を行い、並びに(B)及び(C)その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、(D)ことを目的とする。

- | | | |
|---|--------------|--------------|
| A | ① 所有権 | ② 取得 |
| B | ① 運行の安全性の確保 | ② 安全性の確保 |
| C | ① 騒音の防止 | ② 公害の防止 |
| D | ① 道路交通の発達を図る | ② 公共の福祉を増進する |

ポイント解説

車両法第1条第1項を参照。

この法律は、道路運送車両に関し、(所有権)についての公証等を行い、並びに(安全性の確保)及び(公害の防止)その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、(公共の福祉を増進する)ことを目的とする。

▶ 答え A-①, B-②, C-②, D-②

道路交通法

- 3-1. 目的と定義
- 3-2. 自動車の種類と運転免許
- 3-3. 信号機の意味
- 3-4. 最高速度
- 3-5. 徐行及び一時停止
- 3-6. 車両の交通方法
- 3-7. 追越し等
- 3-8. 交差点
- 3-9. 停車及び駐車禁止場所
- 3-10. 灯火及び合図
- 3-11. 積載の制限と過積載車両の取扱い
- 3-12. 酒気帯び運転の禁止
- 3-13. 過労運転の禁止
- 3-14. 運転者の遵守事項
- 3-15. 交通事故の場合の措置
- 3-16. 使用者に対する通知
- 3-17. 道路標識

3-1

目的と定義

問1

☆☆☆



道路交通法に定める用語の定義等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 路側帯とは、歩行者及び自転車の通行の用に供するため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう。
2. 安全地帯とは、路面電車に乗降する者若しくは横断している歩行者の安全を図るため道路に設けられた島状の施設又は道路標識及び道路標示により安全地帯であることが示されている道路の部分を用いる。
3. 車両とは、自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
4. 自動車とは、原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車又は特定自動運行を行う車であって、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車並びに歩行補助車、乳母車その他の歩きながら用いる小型の車で政令で定めるもの以外のものをいう。

ポイント解説

1. 誤り。路側帯とは、歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう。道交法第2条第1項第3号の4を参照。
2. 正しい。道交法第2条第1項第6号を参照。
3. 正しい。道交法第2条第1項第8号を参照。
4. 正しい。道交法第2条第1項第9号を参照。

▶ 答え 1

第 4 章

労働基準法

- 4-1. 労働条件・定義・解雇
- 4-2. 賃金・休み・女性
- 4-3. 就業規則
- 4-4. 健康診断
- 4-5. 労働時間等の改善基準 [1]
- 4-6. 労働時間等の改善基準 [2]
- 4-7. 労働時間等の改善基準 [3]
- 4-8. 労働時間等の改善基準 [4]
- 4-9. 労働時間等の改善基準 [5]
- 4-10. 労働時間等の改善基準 [6]

4-1

労働条件・定義・解雇

問1

☆☆☆



労働基準法の定めに関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。
2. 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしないように努めなければならない。
3. 「使用者」とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。
4. 「平均賃金」とは、これを算定すべき事由の発生した日以前3ヵ月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の所定労働日数で除した金額をいう。

ポイント解説

1. **正しい**。労基法第1条第2項を参照。
2. 誤り。使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、**差別的取扱をしてはならない**。労基法第3条第1項を参照。
3. **正しい**。労基法第10条第1項を参照。
4. 誤り。「平均賃金」とは、これを算定すべき事由の発生した日以前3ヵ月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の**総日数**で除した金額をいう。労基法第12条第1項を参照。

▶答え 1と3

第 5 章

実務上の知識及び能力

- 5-1. 運行管理者
- 5-2. 運行計画
- 5-3. 運転者の健康管理
- 5-4. 交通事故等緊急事態
- 5-5. 事故の再発防止対策
- 5-6. 交通事故防止等
- 5-7. 走行時に働く力と諸現象
- 5-8. 自動車に関する計算問題

5-1

運行管理者

問1

★★★



運行管理に関する次の記述のうち、適切なものをすべて選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 運行管理者は、自動車運送事業者の代理人として事業用自動車の輸送の安全確保に関する業務全般を行い、交通事故を防止する役割を担っている。したがって、事故が発生した場合には、自動車運送事業者に代わって責任を負うこととなる。
2. 運行管理者は、運行管理業務に精通し、確実に遂行しなければならない。そのためにも自動車輸送に関連する諸規制を理解し、実務知識を身につけると共に、日頃から運転者等と積極的にコミュニケーションを図り、必要な場合にあっては運転者等の声を事業者に伝え、常に安全で明るい職場環境を築いていくことも重要な役割である。
3. 運行管理者は、業務開始及び業務終了後の運転者等に対し、原則、対面で点呼を実施しなければならないが、遠隔地で業務が開始又は終了する場合、車庫と営業所が離れている場合、又は運転者等の出庫・帰庫が早朝・深夜であり、点呼を行う運行管理者が営業所に出勤していない場合等、運行上やむを得ず、対面での点呼が実施できないときには、電話、その他の方法で行う必要がある。
4. 運行管理者は、事業用自動車が行っているときにおいては、運行管理業務に従事している必要がある。しかし、1人の運行管理者が毎日、24時間営業所に勤務することは不可能である。そのため自動車運送事業者は、複数の運行管理者を選任して交替制で行わせるか、又は、運行管理者の補助者を選任し、点呼の一部を実施させるなど、確実な運行管理業務を遂行させる必要がある。

ポイント解説

1. 不適切。事業者に代わって運行管理者が責任を負うことはない。ただし、適切な運行管理を行っていないことで交通事故が発生した場合は、厳しい処分を受ける場合がある。
2. 適切。記述のとおり。
3. 不適切。車庫と営業所が離れている場合や、出庫・帰庫が早朝、深夜であり、運行管理者が出勤していない場合などは「**運行上やむを得ない場合**」には含まれないため、電話等による点呼はできない。必要に応じて運行管理者や補助者を派遣して、**対面点呼を確実に実施する**。「安全規則の解釈及び運用」第7条第1項（1）を参照。
4. 適切。記述のとおり。

▶ 答え 2と4